

平成31年度における裁判官の配置、  
裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割

(平成31年1月16日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

松江家庭裁判所

## **第1 裁判官の配置**

### (裁判官の配置)

第1条 裁判官の配置は、別紙第1のとおりとする。

## **第2 裁判事務の分配及び開廷日割**

### (通則)

第2条 裁判事務の分配及び開廷日割は、この定めに特別の定めのある場合を除いて、別紙第2及び同第3のとおりとする。

松江家庭裁判所本庁については、別紙第2の各表の「事件種別」欄記載の種別ごとに、「担当者」欄記載の合議体又は裁判官が処理するものとし、担当裁判官が複数である場合には、受理の順に、「分担割合」欄記載の割合に従い、前年度に引き続いで順次配付する。

2 支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、本定めに規定があるものを除き、当該支部においてこれを定める。

### (事件の回付)

第3条 本庁、支部及び出張所の裁判官は、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則・家庭裁判所出張所設置規則に定める管轄区域に属する事件であることを理由として、その担当事件を管轄する支部、出張所又は本庁に回付することができる。

2 本庁、支部及び出張所の裁判官は、その担当事件と関連する事件を担当する他の支部、出張所の裁判官又は本庁の裁判官若しくは合議体の裁判長と協議し、その協議が整ったときには、その担当事件を当該支部、出張所又は本庁に回付することができる。

3 前項の定めによって回付された事件は、協議をした裁判官に配付することとし、その場合には、当該裁判官は前条の配付順序に従って当該事件の配付を受けたものとする。

4 第1項及び第2項以外の理由により、松江家庭裁判所事務処理規程の定めに従い、常任委員会の決議を経て事件が回付された場合にも前項後段の例による。

### 第3 裁判事務の代理順序

(裁判長、裁判官の代理)

第4条 本庁の家事係又は少年係の各合議体において、裁判長に差し支えがあるときは、その合議体の次順位の裁判官が代理し、その他の裁判官に差し支えがあるときは、他の係の合議体の裁判官が代理する。

2 一人制事件の裁判官に差し支えがあるときは、同じ係の権限を有する裁判官が代理する。

3 前2項の定めによっても、なお、裁判官に差し支えがあるとき並びに支部及び出張所の裁判官に差し支えがあるときは、所長が指名する本庁の権限を有する裁判官が代理する。

(少年保護事件の裁定合議における特則)

第5条 少年法第20条第2項に該当する少年保護事件又は原裁判官において同条1項の決定が相当と認めた少年保護事件について、裁定合議決定をしようとする場合には、当該事件が検察官送致後に刑事事件として公訴提起されたときにその分配を受けることになる裁判官は合議体を構成するにつき差し支えがあるものとする。

### 第4 司法行政事務の代理順序

(所長等の代理)

第6条 所長及び支部長の司法行政事務の代理順序は、別紙第4のとおりとする。

2 前項によることができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

#### 附 則

この定めは平成31年1月1日から実施する。

#### 附 則

この定めは平成31年1月16日から実施する。

#### 附 則

この定めは平成31年4月1日から実施する。

(別紙第1)

裁 判 官 の 配 置

1 本庁家事係

判 事 (所長)	横 溝 邦 彦
判 事	堀 部 亮 一
判 事	光 吉 恵 子
判 事	堀 部 麻記子
判 事 補	本 村 理 絵
判 事 補	竹 田 泰 樹

2 本庁少年係

判 事	本 村 曜 宏
判 事	光 吉 恵 子
判 事	堀 部 麻記子
判 事 補	本 村 理 絵
判 事 補	竹 田 泰 樹

3 出雲支部

(家事) 判 事	阿 保 賢 祐
----------	---------

4 浜田支部

(家事) 判 事	浅 川 啓
----------	-------

5 益田支部

(家事) 判 事 (兼)	浅 川 啓
--------------	-------

6 西郷支部

(家事) 判 事 (てん補)	堀 部 麻記子
----------------	---------

7 川本出張所

(家事) 判 事 (てん補)	阿 保 賢 祐
----------------	---------

## 裁判事務の分配及び開廷日割

## 1 本庁の家事事件

事件種別	担当者	分担割合	開廷日
除斥・忌避申立事件 その他合議制事件	家事係合議体 判事 堀部亮一 判事 光吉恵子 判事 堀部麻記子 判事補 本村理絵 判事補 竹田泰樹	全 部	随 時
人事訴訟事件	判事 光吉恵子	2分の1	木
通常訴訟事件	判事 堀部麻記子	2分の1	火
人事訴訟を本案とする 保全命令事件	判事 光吉恵子 判事 堀部麻記子	2分の1 2分の1	随時 随時
家事事件手続法別表第一に掲げる事項のうち第55項、第99項、第100項及び第101項の事項についての審判事件	判事 堀部亮一	全 部	随 時
家事事件手続法別表第一に掲げる事項のうち第55項、第99項、第100項及び第101項を除いた事項についての審判事件	判事 横溝邦彦 判事 光吉恵子 判事 堀部麻記子	適 宜 2分の1 2分の1	随 時 随 時 随 時
家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判事件	判事 横溝邦彦 判事 光吉恵子 判事 堀部麻記子	適 宜 2分の1 2分の1	随 時 随 時 随 時
家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての調停事件	判事 横溝邦彦 判事 光吉恵子 判事 堀部麻記子	3分の1 3分の1 3分の1	木 火 月
家事事件手続法第277条に定める合意に相当する審判事件、家事事件手続法別表第二に掲げる事項以外についての調停事件	判事 横溝邦彦 判事 光吉恵子 判事 堀部麻記子	3分の1 3分の1 3分の1	木 火 月
共助、その他の家事雑事件	判事 横溝邦彦 判事 光吉恵子 判事 堀部麻記子	3分の1 3分の1 3分の1	随 時 随 時 随 時

(注)

1 事件を配付すべき裁判官においてその事件を取り扱うことができない場合又は当該事件が差戻事件で配付すべき裁判官がその事件の原裁判をした裁判官である場合であって、同種の事件を担当する裁判官が2名以上いるときは、当該事件を次順位の裁判官に配付し、先の裁判官には次に受理した同種事件を配付する。

2 各裁判官に各別に配付された数個の事件が関連し、併せて担当するのを相当とするときは、双方の裁判官の協議により配付替えをすることができる。この場合、当該裁判官は併せて担当することになった件数の事件の配付を受けたものとし、他の裁判官にはその直後に受理した新件を補充配付する。

3 堀部麻記子裁判官が担当する家事事件手続法別表第一に掲げる事項のうち第55項、第99項、第100項及び第101項を除いた事項についての審判事件について、同裁判官が担当する裁判員裁判の裁判員等選任手続期日から判決宣告期日までの間は、横溝裁判官が担当処理する。

4 家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二の調停事件」という。）に関する調停事件が係属したときは、その関連する調停事件を別表第二の調停事件担当の裁判官に配付する。

5 横溝裁判官担当の別表第二の調停事件が審判に移行したときは、光吉裁判官及び堀部麻記子裁判官に各2分の1ずつ配付する。ただし、横溝裁判官が担当処理することもできる。

6 別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二の審判事件」という。）を調停に付したときは、当該審判事件の担当裁判官が引き続き別表第二の調停事件を担当処理する。

7 松江地方裁判所及び松江家庭裁判所本庁に係属中の訴訟事件を職権で家事調停に付したときは、（注）1の定めにかかわらず、当該訴訟事件担当の裁判官が担当処理する。

8 再審事件は、原裁判をした裁判官に配付する。ただし、その裁判官がいないときは、受理の順に各裁判官に順次配付する。

9 訴訟事件、人事訴訟を本案とする保全命令事件、審判事件及び調停事件に付隨する各種申立て事件は、基本事件を担当する裁判官に配付する。

10 既済事件に関する請求異議事件等及びこれに付隨する申立て事件は、その本案又は基本となる事件を処理した裁判官に配付する。

## 2 本庁の少年事件

事 件 種 別	担 当 者	分担割合	開廷日
忌避・回避申立事件	少年係合議体 判 事 本 村 曜 宏 判 事 堀 部 麻記子 判事補 竹 田 泰 樹	全 部	隨 時
観護措置決定及び更新決定に対する異議事件			
その他合議制事件			
少年法 20条2項に該当する事件	判 事 光 吉 恵 子	全 部	隨 時
少年保護事件	身柄付保護事件	判 事 本 村 曜 宏 判事補 竹 田 泰 樹	4分の1 4分の3
在宅保護事件	西郷支部管轄内に住居を有する少年の事件	判 事 堀 部 麻記子 (注) 5	全 部 (注) 5
	その他の事件	判 事 本 村 曜 宏 判 事 堀 部 麻記子 判事補 竹 田 泰 樹	適 宜 適 宜 全 部
	準少年保護事件	判事補 竹 田 泰 樹 (注) 6	全 部 (注) 6
※1	訴訟費用執行免除の申立て事件 裁判の執行の異議の申立て事件 訴訟費用の額の算定申立て事件	所長を除く本庁勤務の裁判官 (注) 7	(注) 7 隨 時
※2	各種令状請求事件 勾留理由開示請求事件	所長を除く本庁勤務の裁判官 (注) 8	(注) 8 隨 時
	被疑者国選弁護人の選任請求事件	所長を除く本庁勤務の裁判官 (注) 9	(注) 9 隨 時

(注)

1 事件を配付すべき裁判官においてその事件を取り扱うことができない場合又は当該事件が差戻事件で配付すべき裁判官がその事件の原裁判をした裁判官である場合であって、同種の事件を担当する裁判官が2名以上いるときは、当該事件を次順位の裁判官に配付し、先の裁判官には次に受理した同種事件を配付する。

2 各裁判官に各別に配付された数個の事件が関連し、併せて担当するのを相当とするときは、双方の裁判官の協議により配付替えをすることができる。この場合、当該裁判官は併せて担当することになった件数の事件の配付を受けたものとし、他の裁判官にはその直後に受理した新件を補充配付する。

3 竹田泰樹裁判官が少年保護事件（ただし、刑事手続において法定合議事件となるものを除く。）について少年法 20条1項による検察官送致を相当と判断したときは堀部麻記子裁判官に、本村暁宏裁判官、堀部麻記子裁判官又は竹田泰樹裁判官が少年保護事件のうち刑事手続において法定合議事件となるものについてこれと同様の判断をしたときは光吉裁判官に、それぞれ配付替えをする。

4 観護措置及び国選付添人選任（いずれも執務時間外のものを含む。）並びに補償請求事件等の付随事件は、基本事件を担当し又は原裁判を担当した裁判官に配付する。

5 堀部麻記子裁判官が担当する西郷支部管轄内に住居を有する少年在宅保護事件については、必要に応じて、**竹田泰樹**裁判官との協議により、同裁判官に配付替えをすることができる。

6 本村暁宏裁判官又は堀部麻記子裁判官が担当した少年保護事件に関連する事件については、当該裁判官が担当することもできる。

7 ※1印を付した事件種別欄の各事件については、原裁判及び本案事件の裁判をした合議体又は裁判官に配付する。

8 ※2印を付した事件種別欄の各事件については、本庁裁判官の申合せに従って担当する裁判官に配付する。ただし、執務時間外に受理した事件について、当該裁判官がこれを処理する権限を有しないときは、次の日の当番裁判官が担当処理し、その裁判官が権限を有しないときは、順次その後日の権限を有する裁判官が担当処理する。

9 執務時間内に処理を要する場合は（注）7により、執務時間外に処理を要する場合は（注）8に準じて処理する。

(別紙第3)

開廷日割

序別	曜日 事件	月	火	水	木	金	備考
出雲支部	家事	単独	単独※	単独	単独	単独	※火曜日は隨時開廷
	訴訟	単独	単独※	単独	単独	単独	
浜田支部	家事	単独		単独		単独※	※第2, 第4, 第5金曜日に開廷
	訴訟	単独		単独		単独※	
益田支部	家事		単独		単独	単独※	※第1, 第3金曜日に開廷
	訴訟		単独		単独	単独※	
西郷支部	家事	単独※					※3か月に2回開廷
	訴訟	単独※					
川本出張所	家事	単独※					※月1回開廷

(別紙第4)

司法行政事務の代理順序

本官	代理裁判官
所長	1 堀部亮一 2 本村暁宏
出雲支部長	堀部麻記子
浜田支部長	堀部亮一
益田支部長	本村暁宏
西郷支部長	1 堀部麻記子 2 本村暁宏